

基本問題小委員会における議論内容について

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害からの復旧に欠かせない重要な担い手であり、こうした役割を引き続き果たしていきながら、多様な社会のニーズに応えるための建設サービスの実現を考える必要がある。
- 建設業を持続可能なものとしていくためには、担い手の処遇改善・働き方改革に向けた取組を推進していくことで、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- このため、資材価格の高騰や来年4月からの時間外労働規制の適用といった現下の課題に対応しつつ、各建設事業者において、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下※1、適切に建設工事が実施されていく環境を整備することが必要。
- これらを実現していくために、公共工事※2のみならず民間工事も含めて、受発注者間・元請下請間での建設工事の請負契約等のあり方について、必要な見直しを検討していく必要があるのではないか。

※1 当初契約だけでなく、契約後の状況の変化に応じ当事者間の合意の下で必要な変更契約が行われることが必要

※2 公共工事の品質の促進に関する法律(平成17年法律18号)等に基づき、契約変更を含めた適切な請負代金・工期の設定等に制度的に取組

建設業における契約形態の特性

建設業における契約形態の特性

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 高度経済成長期以降、長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請企業を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。



建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者の双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。

- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請企業の選定や下請契約に関する責任と裁量権を持つ元請建設企業のコストが明示されていないとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請建設企業に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。



工事期間中に発生する不確実性を事前に全て見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含めざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合には、発注者に還元されない。

- ✓ 発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたリスク負担を生み出すことに。
- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。

建設業の持続可能性を妨げる課題への対応①

① 資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

問題認識

- ・ 公共工事においては、スライド条項により受発注者間で一定のルールに基づくリスク分担を規定。
(地方公共団体も含めた適切な設定・運用については引き続き取組が必要)
- ・ 民間工事においては、建設工事に影響を及ぼしうる事象や工事原価に関する情報の非対称性のため、必要十分なリスクが請負代金に見込まれているはずと考える発注者と、価格競争の中で十分な予備的経費を見込むことが難しい受注者の間で認識の乖離が発生。
- ・ また、工事原価がわからない発注者としては、価格変動に応じた請負代金の変更申出の妥当性を判断することは困難。
- ・ 一方で、実際の建設請負契約においては、(民間標準約款第31条に規定されるような) 予期せぬ事象の発生や物価変動時に、請負代金変更の協議を求めることができる規定が盛り込まれない、又は物価高騰による請負代金の変更は認めない特約が追加されることで、想定困難なリスクを一方当事者に事実上負担させる事例も存在。

対応の方向性

- 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するという観点で、総価一式での請負契約という契約のあり方について検討することが必要ではないか。
- 具体的には、①受発注者間の情報の非対称性を解消し、②請負契約の透明性を高めた上で、③受発注者間のコミュニケーションを促す措置を講ずることで、
- 建設プロセス全体で適切にリスクを分担し、より良いパートナーシップを構築することを制度的に推進すべきではないか。

②担い手確保

- **建設業**においては、**技能労働者の高齢化**が著しく、**新規入職者を確保**することが必要。
- **賃金**については、**CCUSなどの処遇改善に向けた取組**が進む中、**設計労務単価が11年連続で上昇**する一方で、**技能労働者の平均年収はその伸びに及んでいない**との意見も。
- **労働時間**に関しても、**減少傾向にあるものの依然として全産業平均と比して長く**、2024年4月からの時間外労働規制の適用も見据え、さらなる**働き方改革と生産性向上の取組が必要**。

問題認識

- ・ 公共工事においては、ダンピング対策により元請企業による低価格競争への歯止めが存在するが、**元請－下請企業間や、民間工事における受発注関係においては、制度的な枠組みは存在しない。**
このため、（特に労務費率の高い専門工事業において）価格競争の原資が技能労働者の処遇や法定福利費等などに限られ、**技能労働者の労働条件にしわ寄せが及び、処遇改善を進める企業が競争上不利な状況**に置かれる。
- ・ また、**受注競争に勝つために著しく短い工期による請負契約を締結した場合、元請企業のみならず下請企業にまで過度な負担を求めることになり、技能労働者の処遇や、建設生産物の施工品質や安全面などにしわ寄せが発生**するおそれ。
- ・ **施工体制台帳の作成等の適切な現場管理のための事務作業に、下請企業も含め多大な労力と時間を要している。**また、技術者の配置の在り方についてもICT技術の進歩等を踏まえた見直しが必要。

対応の方向性

- 労務費の圧縮を原資とした低価格競争を制限すること等により、各受注者において適切に労務費が確保される（＝賃金が行き渡る）ようにしていくべきではないか。
- 建設生産のプロフェッショナルである受注者に対し、「工期ダンピング」のような請負契約の制限等を行うことで、適正な工期・働き方を実現していくべきではないか。
- 導入の負荷にも考慮しつつ、ICTを利用した現場管理を推進する方策を検討すべきではないか。

建設業の持続可能性を妨げる課題への対応③

③業構造のあり方

- 重層下請構造により、施工品質や安全性の確保、賃金の行き渡りに弊害が生じていないか。
- 個々の技能労働者にも着目して、労働力の需給調整や働き方をどのように考えていくか。
- 建設業の許可を要しない小規模工事について、その適切な実施をいかに担保していくか。

問題認識

- ・ 建設生産技術が高度化、専門分化していく中で、下請企業が細分化され重層化してきたと考えられ、労働力の需給調整（繁閑調整）という側面も存在するが、重層下請構造の中で施工責任が非効率、不明確になったり、技能労働者が不利益を被ることは避けられるべき。
- ・ 繁閑に応じた労働力の需給調整についてどのように考えていくか検討が必要ではないか。
- ・ 企業における工事量の確保や受注能力強化に向け、職種に応じた多能工の活用という視点での検討も考えられるのではないか。
- ・ 建設業の許可を要しない500万円未満（建築一式工事は1500万円未満）の小規模工事について、その適切な施工の担保や、従事者の社会保険加入等の労働者福祉の確保が必要ではないか。

対応の方向性

- 重層下請構造の実態も踏まえた上で、現行の建設業の許可のあり方やその合理化について検討していくことが必要ではないか。
- 繁閑に応じた労働力の需給調整のあり方や多能工の活用について、考え方やルールを整理していくことが必要ではないか。
- 建設業の許可を要しない小規模工事について、実態把握や適切な管理のための枠組みの構築に向けた検討が必要ではないか。

基本問題小委員会においてご議論頂きたい事項

上記の問題意識と「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」とりまとめで示された施策も踏まえつつ、今般の本小委員会では、喫緊に制度改正等により対応すべきと考えられる、主に請負契約のあり方に関連した以下の事項についてご議論いただきたい。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

- － 価格変動に対応するための受発注者間でのコミュニケーションが促進される仕組み
- － 契約の適正化に向けた取組を担保するための方策 等

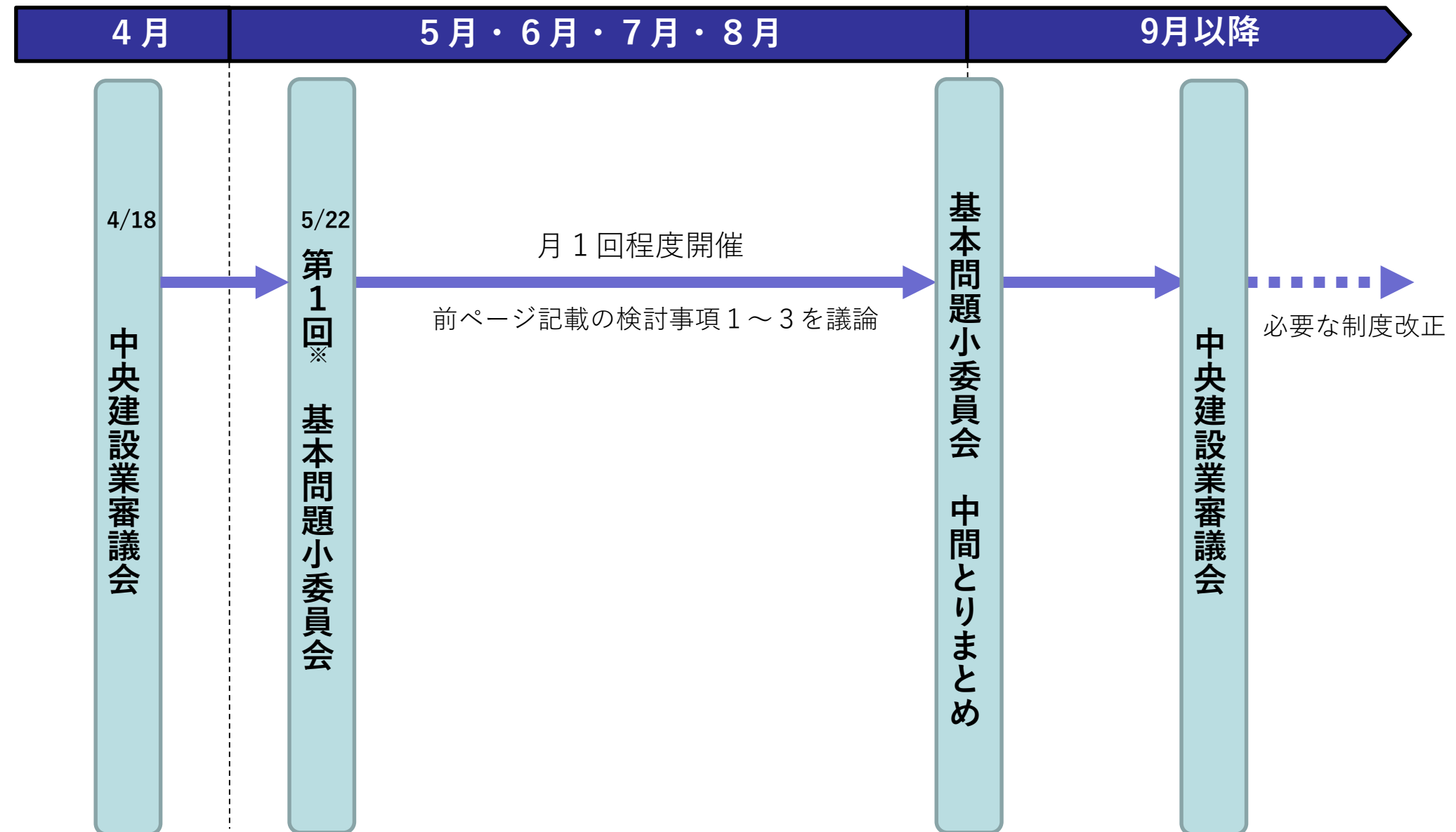
2. 賃金引上げ

- － 労務費を原資とする低価格競争を防止する仕組み
- － 適切な労務費が確保され、支払われるための方策 等

3. 働き方改革等

- － 時間外労働や休日確保にしわ寄せが及ぶ不当に短い工期設定を防止する仕組み
- － ICTの活用を念頭に、現場の施工体制の実態把握を容易化する方策
- － 技術者の専任要件の合理化 等

※ 1～3についてとるべき方策を中間とりまとめの上、業構造のあり方等に関する論点については、それらの議論も踏まえた上で検討。



※第1回は、通算で第25回基本問題小委員会10